

●香川県広域水道企業団告示第12号

令和6年度の香川県広域水道企業団水道事業会計及び香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の未処分利益剰余金等の処分について、次のとおり令和7年10月29日香川県広域水道企業団議会の議決を経た。

令和7年10月31日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

香川県広域水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金等の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項及び第3項の規定により、香川県広域水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金等を次のとおり処分する。

香川県広域水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金1,807,431,619円のうち、989,337,680円を資本金に組み入れ、734,846,583円を減債積立金に、78,311,115円を建設改良積立金に、4,936,241円を他団体借入金償還積立金に、それぞれ積み立てる。

また、非償却資産の除却による資本剰余金減少相当額11,846,633円を資本金に組み入れる。

香川県広域水道企業団工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、香川県広域水道企業団工業用水道事業会計未処分利益剰余金を次のとおり処分する。

香川県広域水道企業団工業用水道事業会計未処分利益剰余金319,681,758円のうち、171,049,996円を資本金に組み入れ、63,671,469円を減債積立金に、34,960,293円を建設改良積立金に、50,000,000円を他団体借入金償還積立金に、それぞれ積み立てる。